

じんけん

ながさき



私らしさと、あなたらしさ、つながりを大切に
さあ、未来へのパスをつなごう

Respect!



- お互いが尊重できる社会へ -

11/11(木)～12/10(金)

長崎県人権・同和問題啓発強調月間

みんなの人権110番

子どもの人権110番

女性の人権ホットライン

0570-003-110

0120-007-110

0570-070-810

長崎県はV・ファーレン長崎と連携・協力し、人権啓発活動を行っています。

長崎県・長崎県教育委員会・長崎県人権啓発ネットワーク協議会
財団法人長崎県人権・同和対策課 095-826-2585

長崎県人権・同和対策課

2021年度作成ポスター



長崎県

はじめに

「人権の世紀」と言われる21世紀も20年が過ぎました。しかし、依然として「同和問題」をはじめ、女性や子ども、高齢者の人権問題、障害のある人や性的少数者、外国人等への差別や偏見など、様々な人権問題が後を絶たない状況にあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等を対象とした、インターネット上での誹謗中傷や差別的表現の掲載などの課題も出てきています。

令和2年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を見ると、回答者の4人に1人弱（23.7%）が人権侵害の経験を持っており、さらに、そのうちの半数以上（52.8%）は、「だまって我慢した」と回答しています。また、「人権は敷居が高い」「人権講座をしても人が集まらない」といった声が聞かれる状況は、未だ払拭されておらず、同調査の結果においても、「あなたは、人権についての講演会や研修会などに参加したことがありますか」という設問に対してもっとも参加割合が高かった官公庁（国、県、市町、公的機関）・学校がいずれも16%台と低く、「参加したことがない」がいずれも70%～80%台であるなど、本県における更なる人権教育・啓発の必要性を再認識したところです。

このような中、本県においては、令和3年3月に策定した「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」をはじめ、「長崎県人権教育・啓発基本計画」（令和4年3月第3次改訂）や「長崎県人権教育基本方針」に基づき、国や市町、関係団体等と連携しながら、様々な人権施策や人権教育・啓発の推進に取り組んでいるところです。

本号においては、このような状況を踏まえ、前述の「人権に関する県民意識調査」の分析と本課の事業を合わせて発信することで、課題と改善の方策を皆様と一緒に今一度考えることをめざしました。

本資料が県民の皆様や人権教育・啓発に取り組む皆様、また関係機関・団体の活動の一助となれば幸いです。

令和4年3月

長崎県県民生活環境部人権・同和対策課長

目次

CONTENTS

I	論考	2
	「人権に関する県民意識調査」 (令和2年度意識調査報告書)を読む 寄稿 NPO法人長崎人権研究所 阿南 重幸	

II	人権・同和教育指導者活動活性化・養成事業	
1	人権・同和教育指導者、人権・同和教育マイスターについて	19
2	令和3年度人権・同和教育指導者養成講座から 「ワークショップですすめる人権の学び」	20
	“差別しない”から“差別をなくす”へ 講師 Facilitator's LABO(えふらぼ) 栗本 敦子	
3	人権・同和教育指導者作成の人権学習プログラム	
	①「多数派の特権に気づき、 自分の中にある差別性を考える」	28
	人権・同和教育指導者 長瀬 陽一	
	②「みんなが当事者『性の多様性』を考えよう」	32
	人権・同和教育指導者 小玉 澄香	

III	人権・同和対策課(人権教育啓発センター)の事業等	
1	研修会・相談事業等の紹介	36
2	新規購入DVD・ビデオ情報	38

「人権に関する県民意識調査」 (令和2年度意識調査報告書)を読む

寄稿 NPO 法人長崎人権研究所 阿南 重幸

主要目次

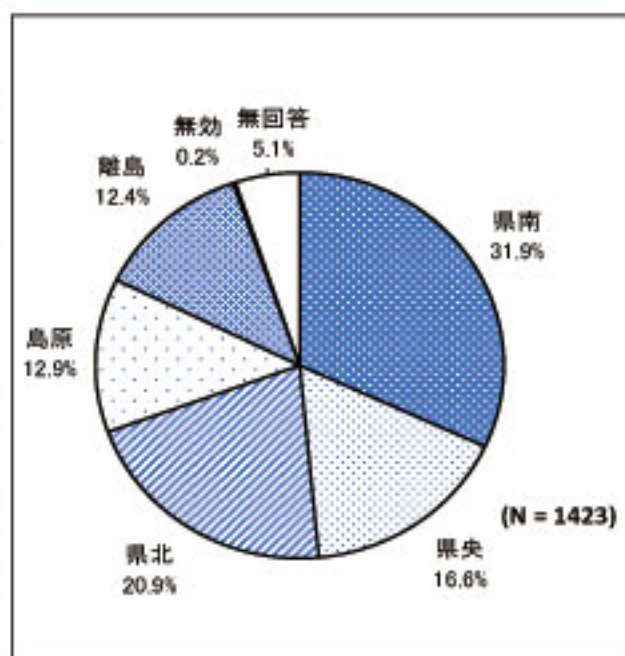
1	はじめに(調査の概要)	2
2	調査結果から見た県民意識	3
(1)	人権問題に関する意識について	3
(2)	女性や子ども等、個別の人権課題について	5
(3)	同和問題(部落差別)について	7
(4)	人権教育・啓発の取組について	11
3	国や県、市町に対する意見や要望	13
4	おわりに	18

1 はじめに(調査の概要)

令和3(2021)年3月長崎県は、「人権に関する県民意識調査—令和2年度意識調査報告書」を発行した。本調査は、5年ごとに見直しされる「長崎県人権教育・啓発基本計画」の作成に反映されるものであり、平成5(1993)年、国が行った同和問題に関する意識調査と併行して行われた県民調査を初めとして、13年・17年・22年・27年・令和2年と今回が6回目である。

調査の目的は「人権問題に対する県民の意識について現状を把握し、今後の人権行政を推進していく上での基礎資料を得る」とし、具体的に次の3点を掲げている。

一つは、県が行う各種施策がどのような効果・影響をもたらしているか、過去調査との比較検討の基礎資料とする。二つ目は、県民意識の現状や問題点等の把握を行い人権教育・啓発活動を効果的に推進していくための、今後の講ずべき方策の基礎資料にする。三つ目が調査の実施を通じて、県民世論の喚起を図り人権に対する県民意識の向上を目指すというものである。



調査対象者は県内在住の18歳以上の人で、住民基本台帳から無作為に3,000人を抽出している。また、抽出は県内を五つの行政区分〔県南（長崎市・西海市・西彼杵郡）、県央（諫早市・大村市）、県北（佐世保市・平戸市・松浦市・東彼杵郡・北松浦郡）、島原（島原市・雲仙市・南島原市）、離島（対馬市・杵岐市・五島市・新上五島町）〕に分け、都市部に偏りがでないよう抽出率を調整している。調査の実施に当たっては、令和2年9月11日、調査対象者に郵送、11月6日までに回収できたものについて集計作業を行った。本調査は、株式会社東京商エリサーチ長崎支店に委託され行われた。

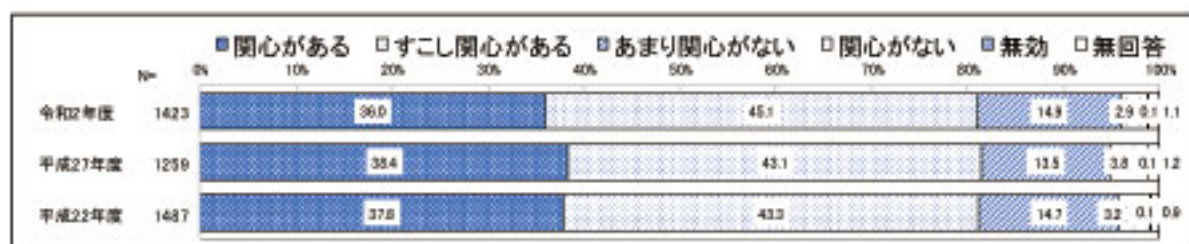
回収率は、47.7%（1,423人）で、地域別では、県南の31.9%を最高に県北（20.9%）県央（16.6%）島原（12.9%）離島（12.4%）と続いている。また、年齢別では、60歳代（23.5%）・70歳代（20.5%）が比較的に多く、50歳代が18.6%と続く。なお、回収率は平成22年調査が49.9%、令和2年が42.2%である。また性別は、「男性（42.3%）」「女性（54.8%）」「わからない・決めたくない（0.6%）」である。このうち、「わからない・決めたくない」は今回から加わった。

2 調査結果から見た県民意識

ここでは、調査結果からそれぞれの項目について主だった県民意識の特徴を見ていくが、個別の人権問題については、同和問題を中心に分析することにする。

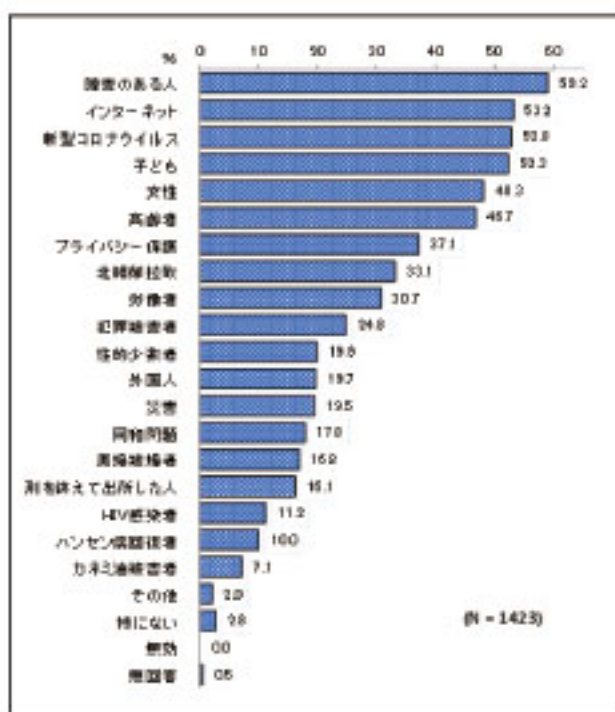
(1) 人権問題に関する意識について

1) 人権についての関心度



人権についての関心度は、「関心がある」「少し関心がある」で、前回調査とほぼ横ばいである（81.5%・81.1%）。行政区では県央で「関心がある」が41.9%と他に比べて高い。性・年齢別では、男性が50歳代以上で高く、女性の18～20歳代で若干高い。職業別では、「関心がある」で教職員等が61.9%と最も高く、医療・保健・福祉関係者（49.2%）、企業の経営者（47.4%）学生（40.0%）、公務員は37.9%で続く。

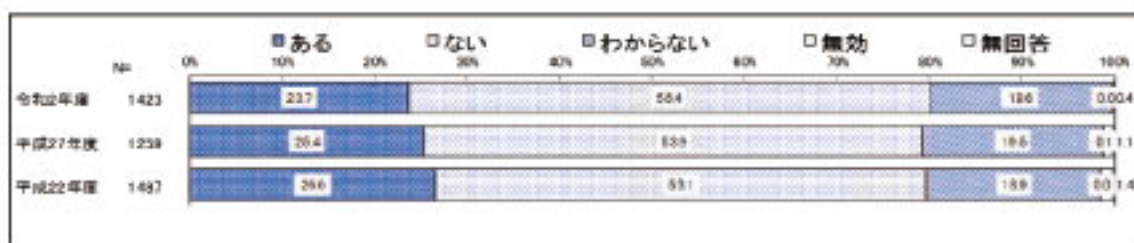
また、関心のある人権問題では、今日の日本社会に見られる人権問題が19種挙げられ、この中で関心のある人権問題は、「障害のある人」が最も高く（59.2%）、次に「インターネット」（53.2%）、今回項目に入れた「新型コロナウイルス」（52.8%）と続いた。「子ども」「女性」「高齢者」も50%前後で依然として高い。



前回に比べると、「性的少数者」(19.9%)「外国人」(19.7%)が9ポイント弱高くなっている。「同種問題」(17.8%)は前回に比べ、4ポイント程高くなっている。

人権侵害の推移については、「多くなってきた」が最も高く(45.3%)、前回は6.5ポイント上回っている。また、女性の40歳代で57.1%と半数を越えている。職業別では、医療・保険・福祉関係者(59.7%)企業の経営者(57.9%)が高い。「少なくなってきた」は企業(0.0%)教職員(1.6%)で低い。

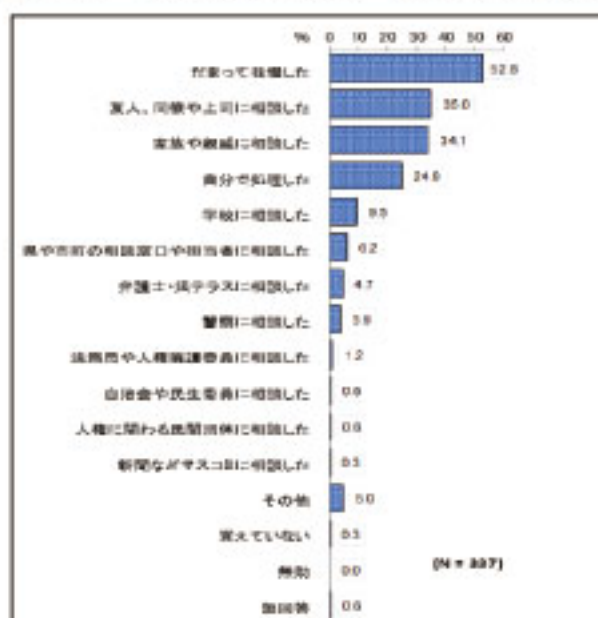
2) 人権侵害の経験



4人に1人弱が人権侵害の経験を持つ(23.7%)が、経年で見ると少なくなっている。女性の30歳代で最も高く(39.6%)、おおむね女性に「ある」が高い。職業別では、医療等が36.3%と高い。農林漁業者・専門職等・教職員・学生等で「ある」が30%を越えている。また、その内容については、「あらぬ噂」等が前回同様一番高く(57.9%)、「職場での嫌がらせ」が続いている(40.9%)。

なお、これら人権侵害への対処では、「だまって我慢した」が最も高く(52.8%)、「友人、上司等に相談」が続いており(35.0%)、また「自分で処理」(24.9%)も高い。

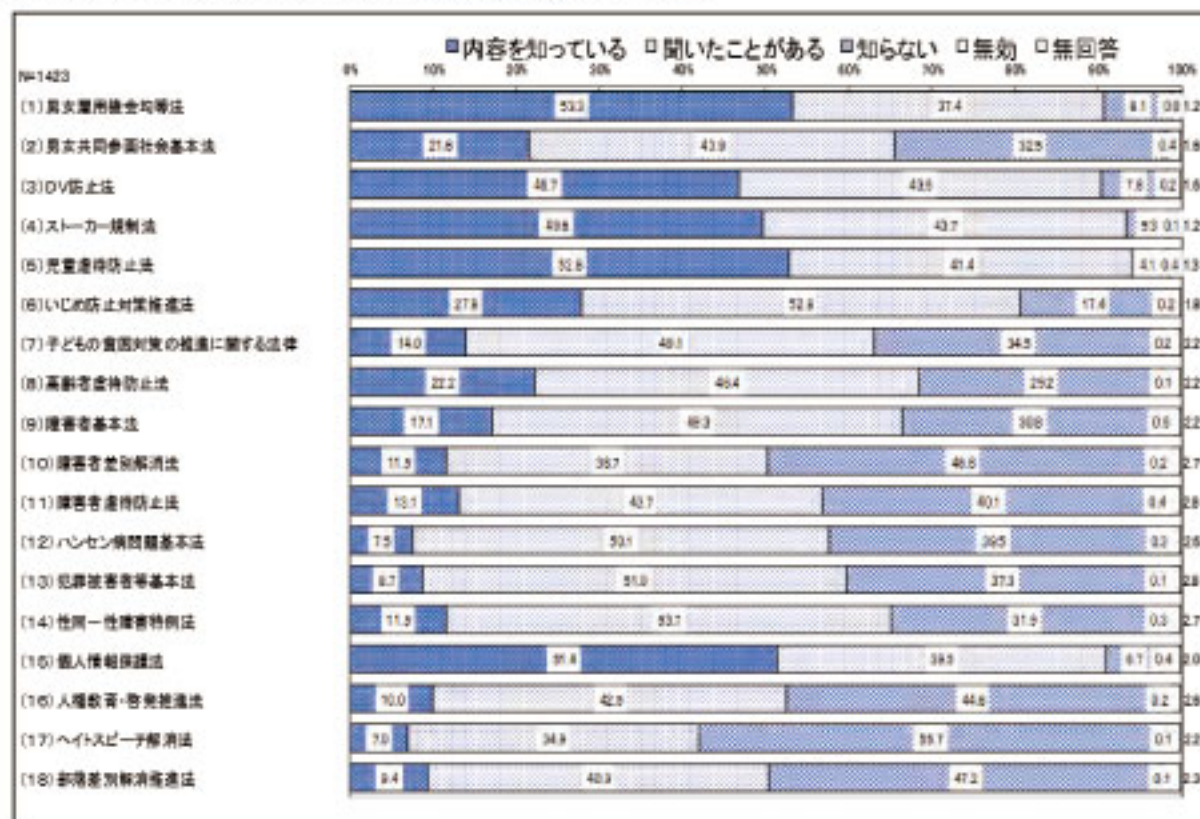
また、「あなたは、いままでに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。」という設問には、「ないと思う」が57.0%で、高く、男女とも高年齢層で「ない」が高い。



3) 人権に関する法律の認知状況

「知っている」「聞いたことがある」を加えると、児童虐待防止法(94.2%)が一番高く、次がストーカー規制法の93.3%である。個人情報保護法は90.9%、男女雇用機会均等法(90.7%)DV防止法(90.3%)と続いている。

また、「知らない」はヘイトスピーチ解消法(55.7%)が最も高く、部落差別解消推進法(47.2%)障害者差別解消法(46.8%)と続いている。



(2) 女性や子ども等、個別の人権問題について

【女性】

女性に関する人権問題では、「職場における差別待遇」(46.2%)「配偶者や交際相手からの暴力」(44.4%)が高く、「役割分担意識」(38.2%)「性的な嫌がらせ」(37.6%)「ストーカー行為」(37.4%)と続いている。「職場」は前回に比べ12ポイント、「役割分担」は6ポイント程度高くなっている。

【子ども】

子どもに対する「暴力や虐待」が最も高い(65.6%)。次に、子ども同士の「いじめ」(34.4%)「インターネット等での書き込み」(33.5%)が高く、「見て見ぬふり」(33.4%)「貧困による格差」(37.3%)も高い。「学力による評価」が前回より10ポイント低くなっている。

【高齢者】

高齢者に関する問題は、「悪徳商法の被害」が一番高い(40.6%)。次に今回加えられた「認知症に理解や支援が不十分」(31.4%)と続き、「じゃま者扱い」「虐待」が続く。「虐待」は前回より17ポイント程低くなった。

【障害のある人】

障害のある人では、「理解不足」(47.8%)「働く場所等が少ない」(39.7%)が高い。「理解不足」は前回より7ポイント低くなったが他の項目ではそれほどの変動は見られない。

【外国人】

外国人に関しては、「生活に必要な情報が得にくい」(44.2%)が一番高く、「就職等で不当な扱い」(34.4%)「地域社会の理解が不十分と続く」(31.9%)。また、「わからない」も多い(17.3%)。「差別的な言動」(29.8%)は今回加わった。

【HIV感染者等】

HIV感染者等では、「無理解」が高く(52.5%)、「差別的な言動」(38.9%)が続く、「わからない」(22.5%)も高い。前回調査とそれほどの変動はない。

【ハンセン病患者等】

「地域社会での無理解」が高く(50.1%)、「差別的な言動」(37.3%)「自立した生活が困難」(31.2%)と続く。また、「わからない」も多い(30.6%)。これも大きな変動はない。

【犯罪被害者等】

「過度の取材活動によるプライバシーの侵害」(55.9%)が最も高く、「噂話」(40.4%)が続く。「噂話」が前回より8ポイント低くなっている。

【労働者】

労働者は「不当な解雇が一番多く」(44.8%)、「非正規・正規の待遇の差」(33.7%)「サービス残業」(30.3%)が続く。これも前回と大きな変動はない。

【インターネット】

「人権を侵害する情報を掲載が一番多く」(75.9%)、次に「個人情報の不正な取り扱い」(54.5%)が続いた。今回加わった「SNS等による交流が犯罪を誘発する」は43.1%と高かった。また、「情報」が12ポイント程高くなっている。

【性的少数者】

「差別的言動」(29.8%)「理解が不十分」(28.7%)、「職場等で嫌がらせ」(27.1%)と続いている。10%台で「法律や条例の整備が不十分」(17.9%)「就職・職場で不当な扱い」(15.5%)「性的少数者であることを暴露」(14.5%)等が続く。

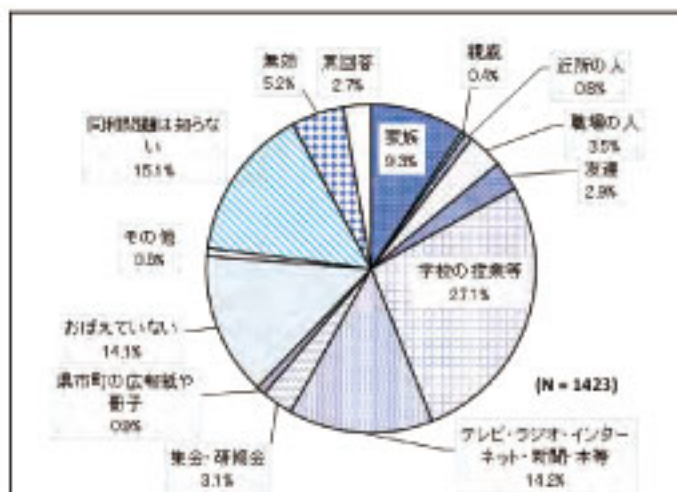
【新型コロナウイルス感染症】

今回加わったコロナウイルスでは、「職場等で不当な扱いを受ける」(73.9%)「個人情報公開される」(66.1%)が高く、「帰省者が不当な扱いを受ける」(46.9%)と続く。

(3) 同和問題(部落差別)について

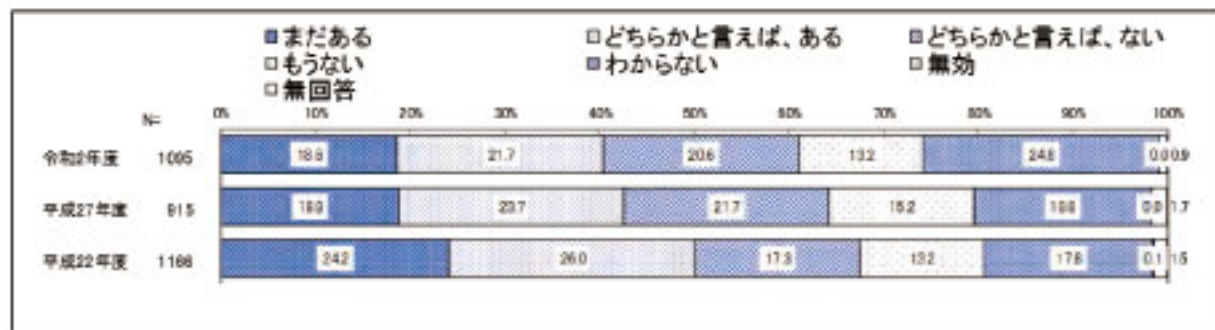
1) 同和問題を知ったきっかけと時期

同和問題を知ったきっかけでは、「学校の授業」が一番多く(27.1%)、次が「テレビ・新聞・インターネット等」(14.2%)「おぼえていない」(14.1%)と続く。また「知らない」は15.1%と前回に比べると4ポイント程低くなっており、認知度は77.1%である。「学校の授業」は50歳未満で高く(特に40歳代)、60歳以上で低い。



同和問題を認知した時期は「小学生」(30.0%)「中学校」(16.6%)が前回に比べるといずれも高くなっている。また、「卒業後」は18.6%と前回よりも9ポイント減少している。

2) 被差別部落への差別意識と解決への展望

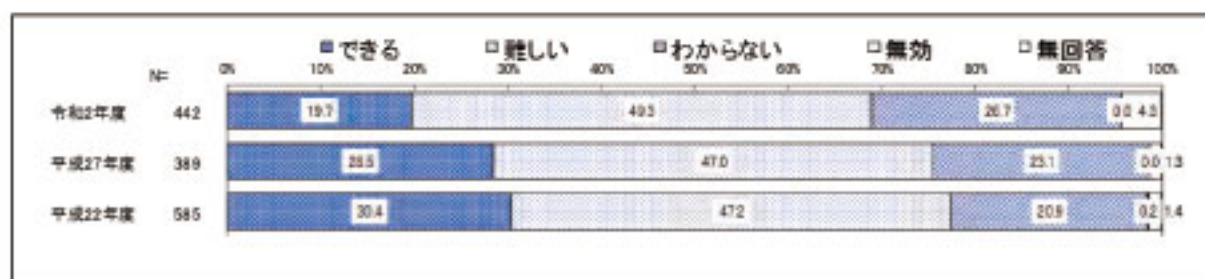


被差別部落への差別意識が「ある(どちらかを含む)」と感じている人は40.3%、「ない(どちらかを含む)」と感じている人は33.8%、「わからない」が24.8%である。前回調査と比べると、「ある」で2ポイント減少し、「ない」で3ポイント減少している。その分「わからない」が

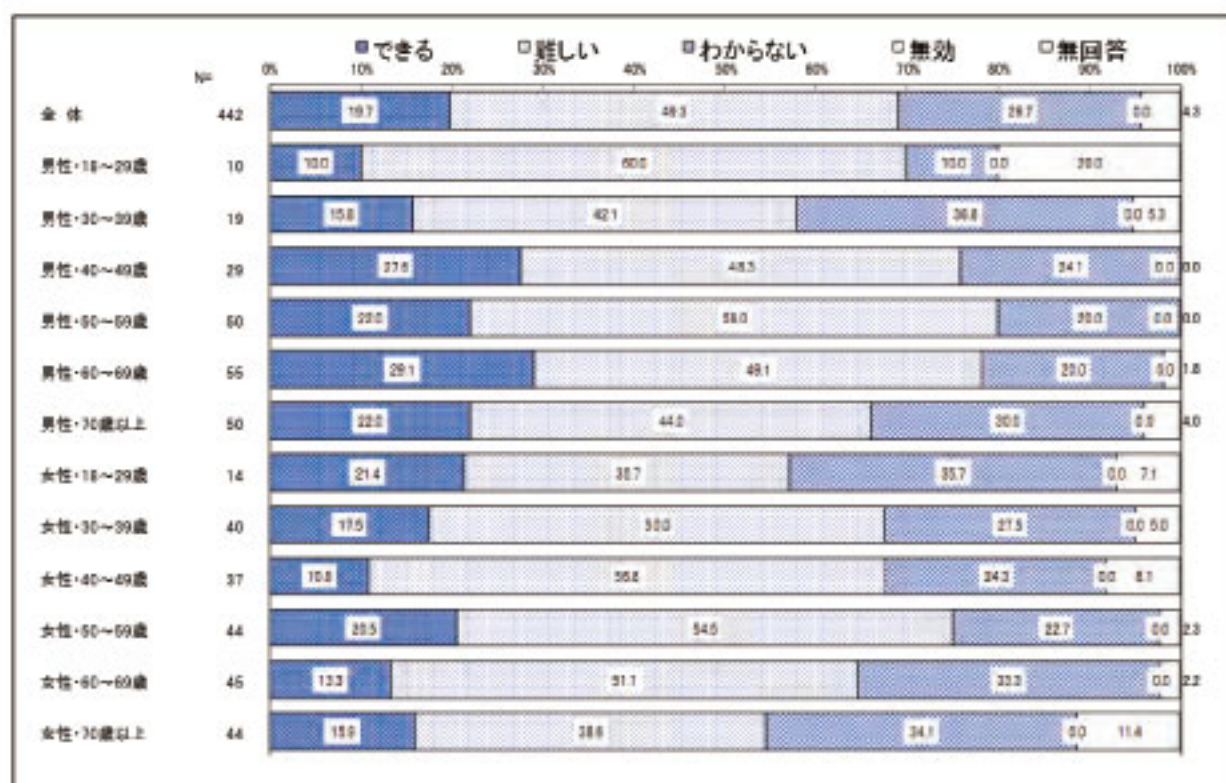
増えた。「ある」は男性の50歳代(52.7%)と女性の30歳代(51.3%)で高い。職業別では、教職員(55.6%)企業の経営者(46.6%)医療等関係者(45.0%)が高く、公務員(37.5%)は全体よりも3ポイント低い。

さらに、差別意識が「ある」とした40.3%(442人)の人に、差別意識はなくすことができるのかを質問した結果が下の図である。

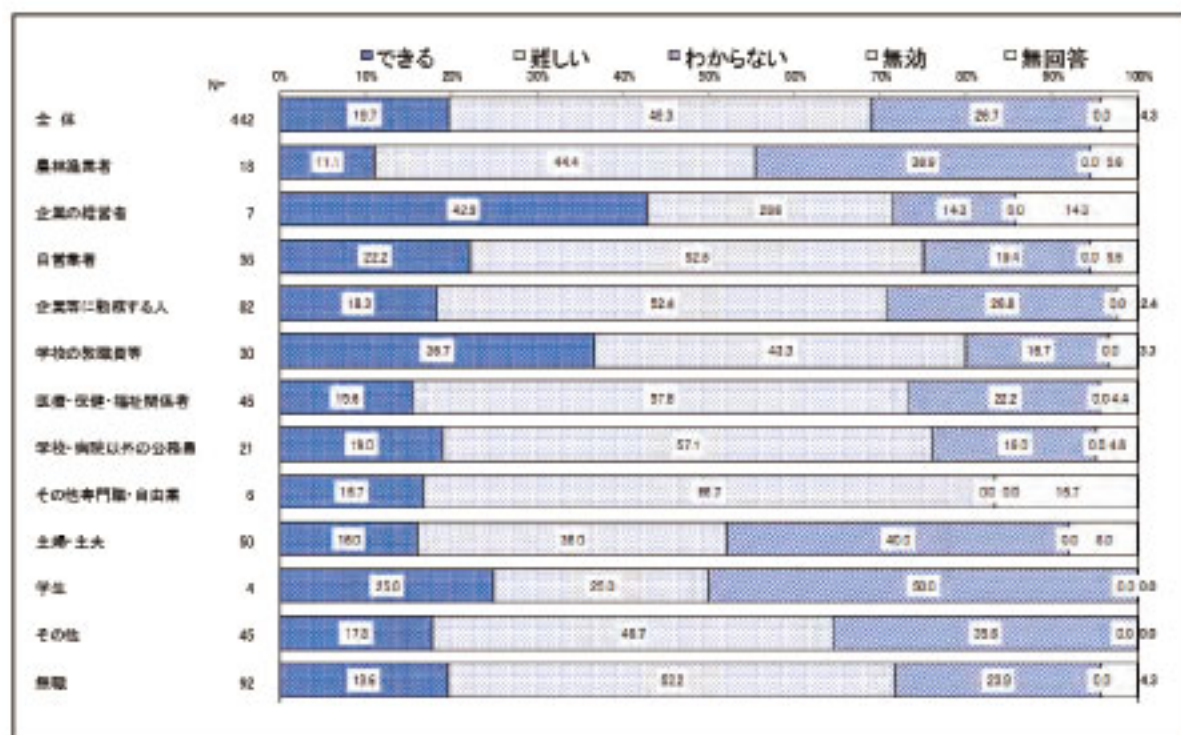
「できる」は、19.7%と前回に比べて9ポイント程減少し、その分「難しい」「わからない」と答えた人が増加している。



これを性・年齢別で見ると、男性の40歳代・60歳代で「できる」が若干高く、「難しい」は男性の18歳から20歳代の60.0%を筆頭に、男性の50歳代、女性の30歳代～60歳代までのいずれも半数を超えている。

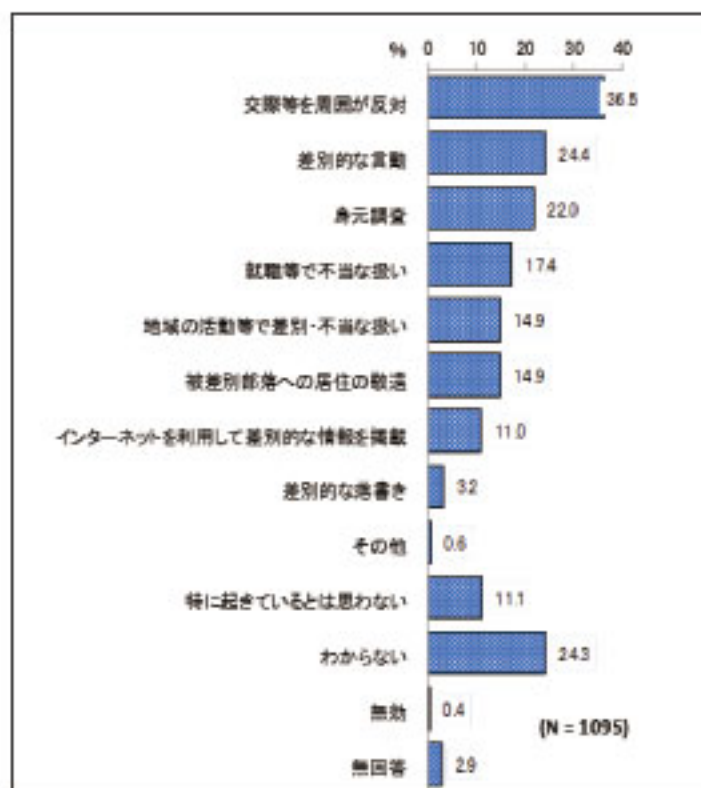


また、職業別では、「できる」で企業の経営者(42.9%)教職員(36.7%)が高い。「難しい」は、医療等(57.8%)公務員(57.1%)無職(52.2%)が高い。



3)どのような人権問題が?

「交際等を反対」が36.5%で最も高く、「差別的な言動」(24.4%)「身元調査」(22.0%)が続いている。前回と比べると、「交際等」が3ポイント程低く、「わからない」が3ポイント程増えている。「起きていないと思わない」は11.1%である。



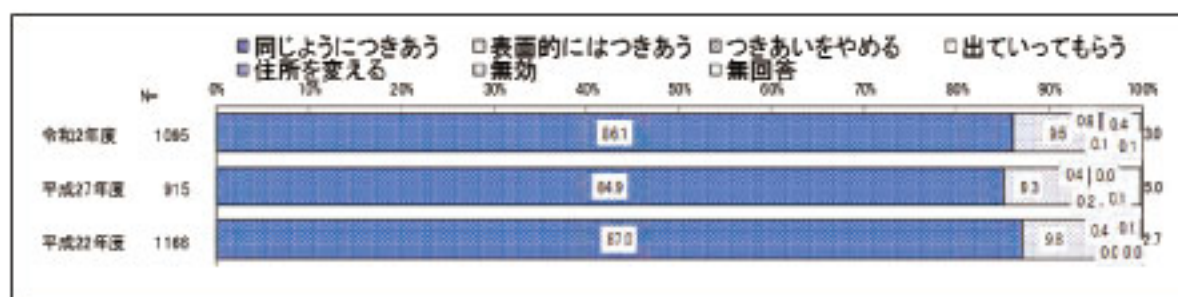
4) 同和問題に関し、どのような人権問題が?— つきあいと結婚

【つきあいに関して】

「つきあい」での設問は次のとおりである。

「仮に、日ごろから親しくつきあっている近所の方が、被差別部落(同和地区)の出身であることを知った場合、あなたはどうしますか。」

この設問は次の「結婚への態度」と同様、平成5年(1993年)国が行った調査から一貫して設定されている項目である。



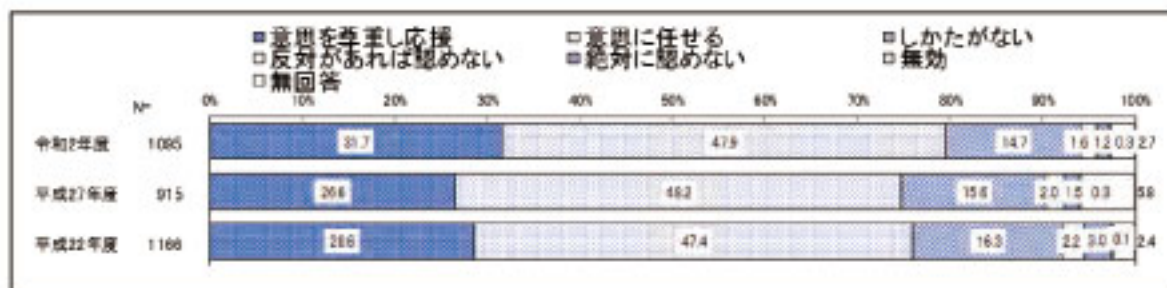
つきあいに関しては、「同じようにつきあう」が86.1%で前回より若干増えた。性・年齢別で見ると、「同じようにつきあう」が男性の30歳台(90.5%)と40歳代(92.0%)、女性は18歳~29歳代(100%)40歳代(91.1%)で高い。「表面的につきあう」は男女とも60歳以上で10%を超えている。

【結婚に関して】

この設問は次のとおりである。

「仮に、あなたにお子さんがいるとして、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落(同和地区)の出身であることを知った場合、あなたはどうしますか。」

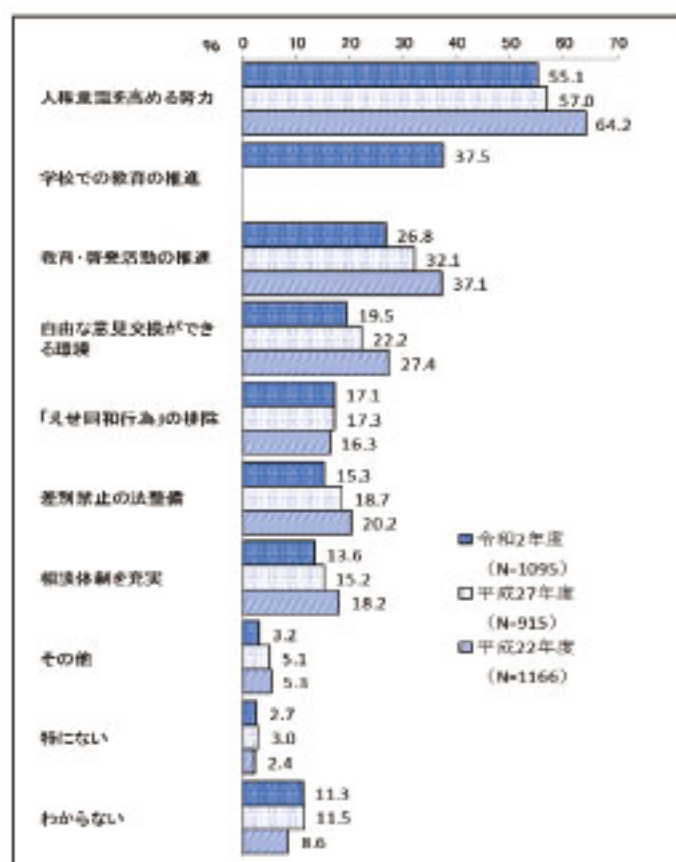
これも、「つきあい」と同様平成5年調査から毎回同じ設問である。



「意思を尊重し応援」(31.7%)「意思に任せる」(47.9%)は、合わせると79.6%で前回に比べ5ポイント程高くなっている。性・年齢別では男女とも18歳～29歳が90%を超え、40歳代も80%後半と高い。また男女とも60歳以上で「しかたがない」が高い。

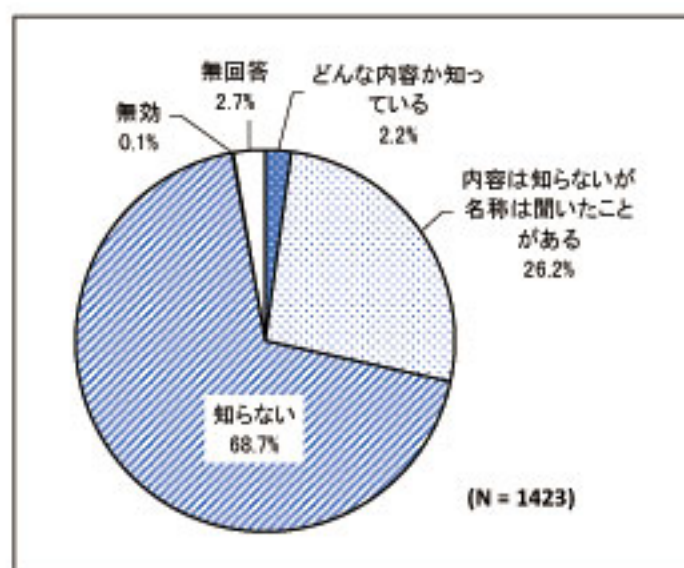
5) 部落差別の解決に必要なこと

「人権意識を高める」が55.1%と一番高い。次に今回加わった「学校での教育」が37.5%で続いたが、その分前回に比べると他は低くなった。職業別でみると、学校の教職員で「人権意識を高める」(75.9%)、「学校での教育」(61.1%)が特に高い。



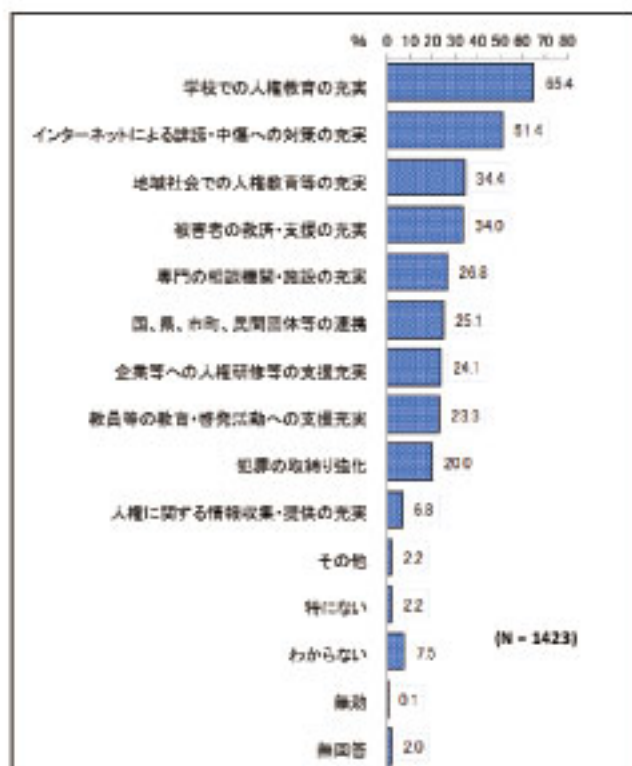
(4) 人権教育・啓発の取組について 【基本計画の認知度】

「長崎県人権教育・啓発基本計画」の認知度は、「知っている」「聞いたことがある」で28.4%。男女とも、40歳以下で「知らない」が80%を超えている。職業別では、学校の教職員で認知度が高い(58.8%)。

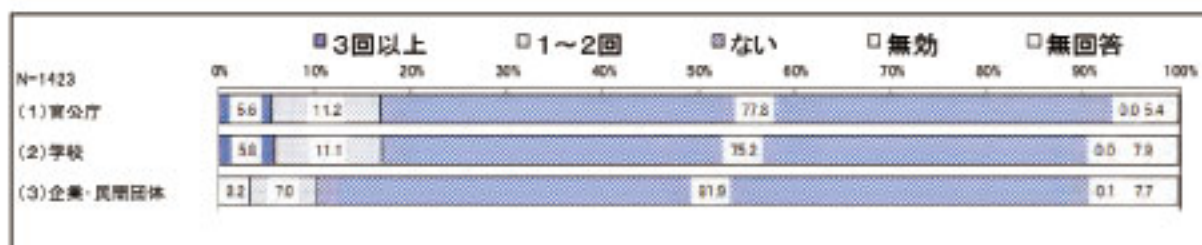


【必要な施策】

「学校での人権教育の充実」が65.4%で最も多く、「インターネットによる誹謗・中傷への対策」(51.4%)も半数を超えている。

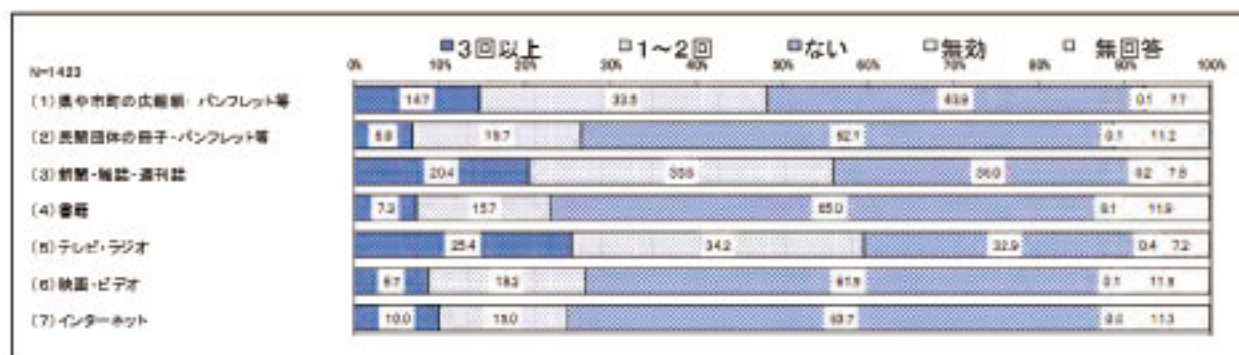


【啓発活動への接触度】



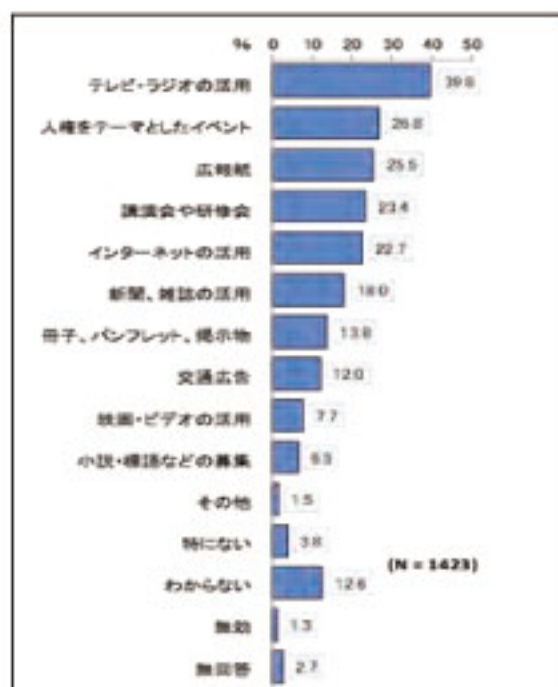
講演会や研修会の参加状況は、「参加した」で、官公庁(国、県、市町、公的機関)・学校がいずれも16%台で、企業が10%程度である。しかし「参加したことがない」がいずれも70%~80%台で高い。職業別でみると3回以上参加で、学校の教職員(23.8%)・公務員(24.1%)で他で10%以下が多く両者が断然高い。

また、人権情報を提供する媒体への接触度では、3回以上で「テレビ・ラジオ」が25.4%と最も高く、「新聞等」(20.4%)「県や市町の広報紙等」(14.7%)が続く。

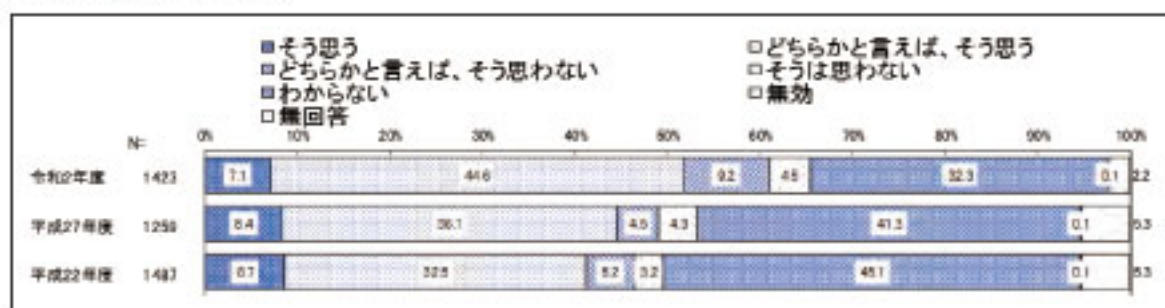


【効果的な社会教育・啓発広報活動】

「テレビ・ラジオ」(39.8%)が最も高く、「人権をテーマとしたイベント」(26.8%)「広報紙」(25.5%)と続いている。



【長崎県の人権尊重度】



人権が尊重されている長崎県だと思いますか、という問いには、「どちらかと言えばそう思う」(44.6%)「わからない」(32.3%)が続いている。「そう思う」は7.1%である。前回に比べると、「わからない」が10ポイント程度減少し、「どちらかと言えばそう思う」が8.5ポイント増えている。性・年齢別でみると、「思わない」(「どちらかと言えば」を含む)で、男性の18～29歳・30歳代が18%台、女性の30歳代で22.6%と高くなっている。

3 県、市町に対する意見や要望

人権全般に関するもの

- 人権を尊重した社会づくりとは、弱い立場の人が守られる(SDGsの理念とも通じる)社会を作っていくこと。そのためには、アウトリーチの手法を使い、待ちの対応ではなく困っている現場に出て行き解決していくことが必要。(不明/女性/60代/自営業)
- 私自身が人権問題に直面した記憶がないので、問題意識が欠如していると自覚が足りず意見を申し述べるのが心苦しいのですが、新聞・テレビ等での報道を見聞きするにつ

け、腹立たしい気持が強くなります。しかし一般の人は私同様身近に経験することがなく、いつの間にか人権侵害や差別等で他人を傷付けたりしてしまうのかもしれませんが。私自身も意識せず、他人を傷付けていたかも知れないと思います。精神的・肉体的いかなることで他人を傷付けることは悪いこと、また犯罪だと認識させることが必要だと思います。小学生・中学生・高校生・大学生・社会人それぞれの時代に教育、啓発が必要だと思います。それでも世の中犯罪者が無くならないのと同様出来ない人が居ますが、そう云う人は厳罰にするべきだと思います。あらゆる人権問題・差別が解消できるよう国・自治体・企業・学校が一体となって推進して行くべきです。(県南/男性/70歳以上/無職)

- 最近ではSNSによる他人を誹謗中傷や差別、いじめなどで若い人達の自殺が多いと思う。本人にはしかわからないかもしれないけど、誰か一人でも相談できる人を見つけてほしい。死を選ぶ前に頼れる人がいたら考え直すことができるかもしれないと思う。残される家族のことを考えてほしい。国や地域や学校などで問題解決のために取り組んでもらいたいです。(島原/女性/50代/主婦・主夫)
- 現代社会は、色々な災害、コロナ、感染症などさまざまな問題でひじょうに大変な社会になりつつありますが、人間一人一人が思いやりのある人々が多くなったら、人権問題も少しずつよくなると思います。今の世の中、人々が、挨拶や会話をふやせたら人権問題も少しずつよくなると思います。(県央/男性/60代/勤め人)

啓発に関するもの

- 私には現在2才の息子がいますが、人権についてこれからどう教えてあげたら良いのか、自信がありません。私自身、人権について深く考える機会が今まであまり無かったこともあります。(最近ではコロナの感染者情報の開示など、人権について少し考える時もありましたが)自分が当事者にならないとなかなかそれに関する人権について考えることはないと思います。なので、人権について考えるきっかけが欲しいです。具体的には、良く目にするもの(インターネット、テレビ、ラジオ、広報誌など)の中で、権利について考えさせられるような出来事を載せるとか、子ども向けで言えば絵本やマンガで読みやすく、わかりやすく伝えられるものを作るとかですかね。あとは、月1回とか年1回とかでも、「人権デー」を作って何かイベントとか・・・(もうしていたらすみません)あらゆるところで人権のことを目にする機会を増やすことにより多くの人々がそれについて考え、話し合えるようになれば、少しずつ社会が変わっていくと思います。私もこのアンケートをとおして、明日から少し人権について意識しながら過ごしてみようと思えました。ありがとうございます。(県央/女性/30代/その他)
- 人権問題が起きるのはそれについて知識が少ないからだと思います。年代毎、世代毎等、分けた感じの研修や講演等取り入れられると知識が増え意識も高まると思います。また、

一方的より相互的に更になっていくと個々人の意識が高まり(増えていき)それらの問題が今より減っていくように思います。相手への思いやりの欠如や自己中心的な考え等に気づかないうちになっていくような人にならない為にも小さい頃から人権について、大人になってからも世代に合わせた内容を継続的に学んでいくことも必要なのかなあと感じています。誰かに左右された人生は(生活)誰も望みません。自分の意志で決めた充実した人生(生活)を送る為にも社会全体にしっかりと浸透した内容で(テーマ)あって欲しいと思います。(県南/女性/40代/主婦・主夫)

相談に関するもの

- 普段からちょっとしたことでも気軽に相談(無料で)できるような場所があるといいと思う。そして、そういう場所があることを、みんなが知っているような状態がスタート地点だと思います。(不明/女性/40代/無職)
- 女性や子どもの人権問題だけでなく、障害者や高齢者の方々への差別的な人権問題も解決すべき事は山のようにありますが、1つずつできる事を自分なりに考えて社会の役に立っていければいいと思っています。私自身も学生の時にいじめを受けて、親や学校の先生に助けられてすごくありがたかったし「あの時、もし誰にも相談せず一人でかかえていたらどうなっていただろう?」と思います。この経験が役立てばいいのか分かりませんが、少しでも救いになればとも考えています。私みたいに悩んでいた時期が小学生から中学生の頃だったのでだいたい思春期の頃なので難しい時期かもですが相談できる所が1つでも多くあると助かると思います。(県北/女性/30代/その他)

教育に関するもの

- もしも自分がその立場だったらとか相手の気持ちになって考えるという教育を小さい頃から受けた方が良く思う。先生だけの話ではなくて実際に会って会話とかした方が勉強になって良く思う。(県南/男性/10・20代/勤め人)
- 色々な人権問題がありますが、コロナでのうわさ話など今は人から人へのうわさが一番恐ろしいと思うようになりました。人の立場に立って、相手の気持ちをくみとる教育がなされていないのでしょうか…まずは、大人がもう一度「もし自分がこの人の立場だったら」と考えることができるよう自分をふり返り、身近なところから人の心を思いやる教育…共育…を始め直さなければと思っています。(県南/女性/50代/勤め人)
- 私は人権について自発的に行動することは少なかったので人権問題には詳しくありません。しかし、私のような人はたくさんいると思います。実際、部落差別について知らない人もいました。人権問題の中には現在意識されていない問題があるのではないのでしょうか。そういった問題ほど教育機関で受動的であっても知ってもらえるように授業、講話等で機会を作るように促していただけたらと思いました。(県南/女性/10・20代/学生)

女性に関するもの

- 今は男性も一部の方は、家事や育児に協力的ですが、まだまだ女性は家事をしてあたり前、男性は外で仕事をして稼ぐのが一般的であるという風習があります。私は、子どもたちに男も女も関係なく、分担し家事・育児をやっていくのが正しいと、特に息子には伝えていきます。先日、某テレビ番組で、おじさまが家政夫となって家事をこなしているドラマを見ました。子どもも楽しんで見ていました。小さい頃から少しずつでも、男性と女性の偏見がなくなってくればと思っています。子どもはメディアを通じて情報収集しています。ドラマ仕立てで、いろんな偏見をなくせるものを作ってもらえるとわかりやすく、学習できるのかと…。女性は外で働いて、家事もして、育児もして…とこなせる人は一部です。せめて働く女性の環境がよくなって欲しいです。(島原/女性/40代/農林漁業者)

子どもに関するもの

- これからの21世紀の社会を担う子どもたちの人権を守るため積極的に様々な啓発運動を行ってほしい。最近の子どものいじめは、情報通信機器の介在により、いじめが見えにくくなっている。いじめをする子どもやいじめを見て見ぬふりをする大人や子供が生じる原因や背景には、学校、家庭、社会環境等が複雑に絡み合った問題がありますが、他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思います。この問題を解決するにはお互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養っていくことが重要だと思う。(島原/女性/60代/その他)

障害者・高齢者に関するもの

- 障害のある者にとって地元で暮らす意味は大きいものがあります。ただ、就職や施設、福祉体制の上ではまだまだ課題も多く、住みやすいとまではいきません。周囲の方の理解も十分とまではいかず、より暮らしやすい社会の実現・整備を望みます。(離島/女性/50代/勤め人)
- 障害のある人が利用する事の多いヘルパーを仕事としている人が減ってきている現状に、十分なサービスを受けられないという声を聞く事が増えてきた。その事に不満はあるものの、それを言って、クレームとしてとらえられて今まで受けてきたサービスまでもが受けられなくなる事を思うと、言えないといった人もいる。身近に障害者がいないと知識もなかなか広がらない。知識に対してはなかなか根づかないのは障害者に対しての問題だけではないが、その他色々な事に対しても1人1人が知ろう、広げようという意識が強くなれば問題解決、改善の為に様々な形で事柄を提示しても個人の意識向上にはつながらないと思う。だから、どこか他人事として見ている人がいるこの状況をどのようにして考えを改めてもらうかがこれからの課題になると思う。(県北/女性/10・20代/教職員)

- 私は2つの発達障害をもっています。5年前に診断されましたが、今でもまだ理解されず引きこもりがちな生活をしています。発達障害という本人の生活だとか怠け癖、悪意をもって問題を起こすなど誤解されることが多いです。発達障害は「目に見えない障害」です。私たち発達障害者が社会で活躍できるようにしてほしいです。(離島/不詳/40代/無職)
- 高齢者に関しての人権問題については、特に、最近老人施設での動けない方、話せない方抵抗できない老人に対する、暴言、暴力行為など、ニュースで伝えられるたびに、今まで、頑張ってきた方へのいたわるべき方々に対して、何も言えない事をいいことに心を傷つけている行為は許せないものがあり、いきどおりを感じます。福祉系介護の資格を持っている方々が転職する若者等が多いのはキツイ体力的な事もありますが、キツイ重労働に対する給料が見合ってなく、低賃金の為に全く関係ない職種に転職している現状を改善する事が一番優先だと思っております。お年寄りの為に頑張っている方々に対しての報酬が少なすぎて、働く意欲が半減して、離職する方が多い現状は、今、見直さないと、この高齢化社会において、人手不足と手厚い介護ができなくなっています。私のまわりでも、介護職、福祉系の資格を持っていながら違う職、高い給与がもらえる職についている現状は見逃せない現実です。見合った給与少しでも賃金アップを可能にしてあげて、手厚い老人に対する介護等を願うばかりであります。乱筆でよくまとめきれませんが今のストレス社会の中で、いかに働きやすい環境を作っていただきたいです。よろしく願いいたします。(県北/女性/60代/勤め人)

同和問題に関するもの

- 学校で同和問題の授業があっていると思いますが、現在の子供達はその問題を知らない子供達が多いと思います。わざわざ学校で取りあげ部落があることを知らせる必要があるのかな?と思います。そういう問題があると知る必要があるのか、ないのか考えさせられます。※主人は学校の教員で、ある地域では、やはりまだ問題あると言っていました。話してきかせないといけないと言っておりました。私とは少し意見が違いますが、いろいろあると思います。(県南/女性/70歳以上/自由業)
- 同和問題について自身が同和地区の出身などではなく周囲もそのような環境になかった為、私自身大学進学時のオリエンテーションで初めて知り、そのような人権問題があることに大変驚いた。(同様に長崎県が積極的に行っていることにも驚いた。)講演会やセミナーなど公の場で行ったり、教育現場で指導したりと色々な立場の方がいる中では難しいと思うが、私の様に未だに知識を得た事がない人もまだまだたくさんいらっしゃるのではと推測しますので、まずは広く知ってもらうことが第一歩なのかなと思います。(県央/女性/30代/主婦・主夫)

その他

- 今はコロナによる誹謗中傷やいじめがテレビなどで知ることが出来ますが、自分がその立場になった場合を考えると誹謗中傷などできないと思います。明日は我が身かも知れません。(県南/女性/70歳以上/主婦・主夫)
- 性的少数者について研修したり、勉強したりしていく中で、一番難しいと感じることは、大人の考え方を考えることはとても厳しいということです。育ってきた環境も関係しているかと思いますが、ずっと持っている倫理は(例:ゲイ(レズビアン)は気持ち悪い、受け入れきれない、ありえない…など)いくら知識を入れても変わることは非常に難しいと感じています。私は、自分の両親が「自分らしく生きていけ」という考えだったので、性的少数者についても何の抵抗もありませんでしたし、自分と違うことがあってもそれは「その人なんだから…」と特にこだわることもありません。ただ、周囲にはその考えがわからないと言う人も多勢います。このような大人はどうやったら受入れないではなく、それも一つの考えだと思ってもらえるのかがわかりません。実際に同性愛者の方と話してもそのような人は少ないと言われました。なぜでしょう?なぜ、そのことで苦しまないといけないのでしょうか。(県北/女性/40代/教職員)

4 おわりに

以上、「人権に関する意識調査」(令和2年度報告書)を元に、長崎県民の人権に関する意識状況を(1)人権に関して、(2)女性・障害者等個別の人権課題について、(3)同和問題について、(4)教育・啓発の取り組みについて、の順番で見えてきた。

(1)では、人権という普遍的な考え方がもっと広がって欲しい。なぜなら、人権をベースに個別の人権課題を捉えることが解決への道筋となるからである。そうでなければ、個別の人権課題はいつまでも「当事者」の問題に終わってしまうのである。

同和問題について、認知率が前回(72.7%)より5ポイント増えた(77.1%)。そして、差別意識があるが2ポイント減少し、わからないが6ポイント増えた。これは、解決に向かっているのだろうか。残念ながら、「差別意識はなくすことができるか」の問いには、「難しい」と答えた人が49.3%と前回より2ポイント増え、「できる」は前回の28.5%より9ポイント減り、19.7%となった。問題解決型の教育・研修が求められている所以である。

本稿ではできるだけ簡潔にしたいとの思いから、設問項目のいくつかを省略したり、他の項目と合わせて説明したりしている。県民意識調査の大枠が提示できれば目的は達するとしたからである。また、報告書に収録されている同和問題でのいくつかのクロス集計も省略した。詳細を求めるのであれば、報告書を参照して欲しい。

(<https://www.pref.nagasaki.jp/section/jinken/>)



Ⅱ-1 「人権・同和教育指導者」「人権・同和教育マイスター」 について

人権教育・啓発に関する経験や知識、技能を生かして活動しようとする人を

長崎県人権・同和教育指導者

長崎県人権・同和教育マイスター

として登録しています。



登録している人は、何人くらいいるんだろう？

A

令和3年度は、指導者登録者121名、
マイスター登録者18名が活動しておるぞ。



登録しているこの人たちは、どんなことをするのかね？

A

各地域の人権教育・啓発の推進のために、人権
研修の講師を務めたり、人権に関するイベント等の
企画や運営の手伝いをしたりするんじゃよ。



大変そうで、難しそう。ハードルが高いんじゃないかしら？

A

確かに、「研修の講師」となると簡単ではないのう。
しかし、「指導者」としての経験を積んだ人や、その中でも特に
研修受講や講師経験が豊富な人が「マイスター」として活動して
いるから心配ない。

まずは、指導者の養成研修を受けて、人権について学ぶこと。
そして自分の担う役割や自分の仕事に生かせばいいんじゃ。

教員、人権擁護
委員、市町職員
など、人権にか
かわる業務があ
る人たちには特
におすすめじゃ！



指導者の養成研修って何？ どんなことをするのか？

A

令和3年度に行った養成講座の内容の一部や登録済みの指導
者が作成した学習プログラムを P20～P35に掲載しとるぞ。

他にも、人権・同和対策課の行う研修会等について、P36～P37
にも紹介があるから、確認して、活用してみてもいいかね。



II-2 「ワークショップですすめる人権の学び」 “差別しない”から“差別をなくす”へ

講師 Facilitator's LABO〈えふらぼ〉 栗本 敦子

◆人権・同和教育指導者養成講座（令和3年7月～8月実施）の講師作成の資料から、「参加・体験型の人権学習について」と、それを行う「ファシリテーターの養成」に関する内容を紹介します。

<参加・体験型の人権学習をつくりましょう!>

■はじめに

ワークショップでは、講師と参加者、参加者相互がやりとりをすることを通して気づき促し、学びます。ワークショップの場を作る人のことを**ファシリテーター**といいます。あくまで主役は参加者です。

授業・講義 →

（知識を得る
先生がリソース）



講師・先生の話をしっかりきく + 必要に応じて質疑答

ワークショップ

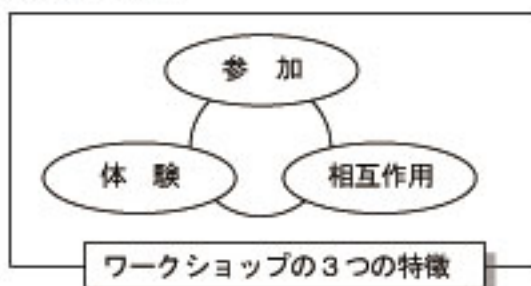
（自分なりの答え
参加者がリソース）



参加者のグループワークなどの活動 + 必要に応じて講義

■ワークショップとは？

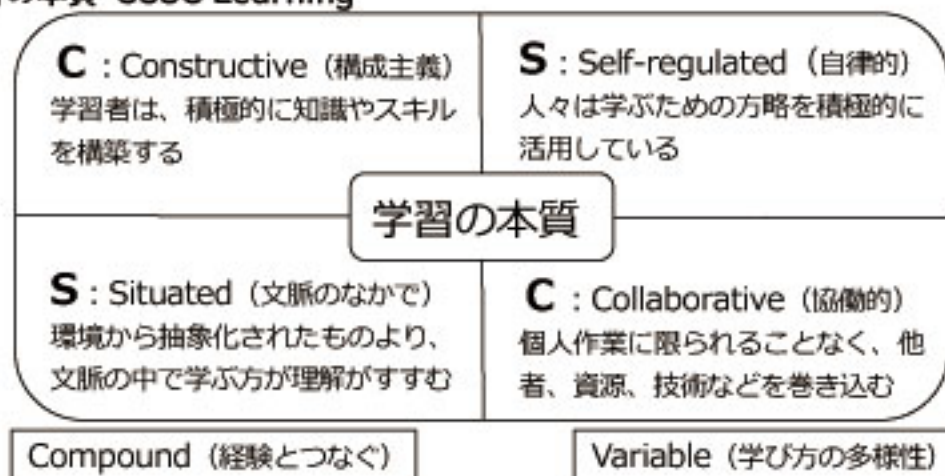
「ワークショップとは、講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学び合ったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル」



参加 ⇒ 主体的な学びの場へのかわり
 体験 ⇒ 経験学習のサイクル
 相互作用 ⇒ 他者との関わりで学ぶ

(『ファシリテーション革命』岩波アクティブ新書、中野民夫、2003年より)

■学習の本質 CSSC Learning



(『学習の本質 研究の活用から実践へ』(OECD 教育研究革新センター、明石書店、2013)より)

■7つの学習の原理

- ① 学習者を中心とする
- ② 学習者の社会性を重視する
- ③ 感情が学習にとって重要である
- ④ 個人差を認識する
- ⑤ すべての生徒をのばす
- ⑥ 学習のアセスメントを活用する
- ⑦ 水平的な関係をつくる

(『学習の本質 研究の活用から実践へ』(OECD 教育研究革新センター、明石書店、2013)より)

■アクティビティとは

アクティビティというのは、「概念」を参加型手法を通して学ぶためのもので、からだを動かして共通の体験をし、それについてふりかえり、「概念」や「原則」を発見し、応用する力をつけられるように工夫された活動です。そのような指導方法を「経験学習の4段階」と呼んでいます。アクティビティのひとつひとつは明確なねらいを持ちながらも、決して正解がひとつだけというようなものではなく、オープン・エンドな展開を想定して行うことが気づきの豊かさと、学習者一人ひとりの学びの豊かさにつながるのです。

(ERIC ホームページより)

■経験学習のサイクル(4段階)



■ワークショップでのわたし・あなた・みんな

ワークショップの基本	人権教育の3つの柱
わたし⇒自己理解	わたしがわたし自身を大切にする ⇒ 自尊感情
あなた⇒他者理解・相互理解	わたしとあなたがお互いを尊重する ⇒ コミュニケーション
みんな⇒課題の共有と解決	みんなと一緒に社会をよくしていく⇒ 協力

■ワークショップのプログラムづくり

プログラム … アクティビティを組み合わせた構成された学習のまとめり

★たとえるなら、「献立」のようなもの

導入となる活動
+
テーマにせまる
メインのアクティビティ
+
締めくくりの活動



■ウォーミングアップは何のために行うのか？

「アイスブレイキング (ice breaking breaking)」

- 氷 = 冷たく固い
- 固い氷をとかす、こわす

◎つまり、緊張した雰囲気をはくすもの

そのためにゲームや自己紹介をする？ → 「子どもっばい、遊びみたい…」という声も。

※大事なものは「場の規範設定」をすること!

「今日はリラックスして参加ください」「正解をめざすより、自分の考えを出しましょう」

※必ずしも、「ゲームをしたり盛り上げたりしないといけない」わけではない。

<参加・体験型の人権学習をすすめる力をつけましょう!>

■人が効果的に学ぶための10の条件

- ① 人は物理的、心理的に安心できる環境でもっともよく学ぶ
- ② 人は知的、感情的に適度の刺激を受けることでもっともよく学ぶ
- ③ 人は学びたいとの自主的な動機を持つときにもっともよく学ぶ
- ④ 人は具体的で現実的な内容についてもっともよく学ぶ
- ⑤ 人は単一でない多様な教え方のもっともよく学ぶ
- ⑥ 人は新しい知識を、すでにもっている知識や経験と関連づけることでもっともよく学ぶ
- ⑦ 人は主要な基礎概念については繰り返し提示されることでもっともよく学ぶ
- ⑧ 人は学びのグループの一員であるとの帰属感を得られるときにもっともよく学ぶ
- ⑨ 人は問題解決のプロセスに参加することでもっともよく学ぶ
- ⑩ 人は自分で選択する自由を保障されているときにもっともよく学ぶ

(『多様性トレーニング・ガイド』、森田ゆり、解放出版社、2000年より)

■ファシリテーターであるために望ましい条件

- ① 主体的にその場に存在している。
- ② 柔軟性と決断する勇気がある。
- ③ 他者の枠組みで把握する努力ができる。
- ④ 表現力の豊かさ、参加者への反応の明確さがある。
- ⑤ 評価的な言動は慎むべきとわきまえている。
- ⑥ プロセスへの介入を理解し、必要に応じて実行できる。
- ⑦ 相互理解のための自己開示を率先できる、開放性がある。
- ⑧ 親密性、楽天性がある。
- ⑨ 自己の間違ったや知らないことを認めることに素直である。
- ⑩ 参加者を信頼し、尊重する。

西田真哉さん作成

■ファシリテーターの8か条

フ:ふらっと現れふらっと去る。おいらは脇役、縁の下の力持ち。
 ア:在りようそのものが見られている。その場その時にしっかりと在れ!
 シ:事前の準備は念入りに。人事を尽くして、天命を待て!
 リ:リラックスしているとみんなも安心。でも時にはキリリとメリハリを!
 テ:ていねいに耳を傾けよくきこう、一人ひとりの多様さを!
 イ:一番大事な場を読む力。常に個と全体に気配りを!
 タ:タイムキープはしっかりと。無理なく自然に、かつ容赦なく
 ア:遊び心、ユーモア、そして無条件の愛と信頼を忘れずに!

(『ファシリテーション革命 参加型の場づくりの技法』中野民夫著、岩波アクティブ新書、2003年より)

ファシリテーターのスキル・ありかた

■ファシリテーターに必要なスキル

- ・Listening (聴くこと)
- ・Observing (観察すること)
- ・Sensing (感じること)
- ・Presenting (表現すること)
- ・Supporting (支持すること)
- ・Challenging (挑戦すること)
- ・Diagnosing (診断すること)

■ファシリテーターの3要素

Theory (理論) ・ Skills (スキル) ・ Self (自己)

(「創造的対話を生み出すファシリテーション」(西田真哉、『部落解放 624 号』)より)

■ファシリテーションのテクニック

焦点をあてる

その場で起きていることを認め確認する。→「疲れているようなので休憩しましょう」

つなげる

関連づける。→「今の意見は、先ほどの活動での発表とつながっていますね」

理解度を確認する

指示や質問を明確にする。→「みなさん、お分かりですか」

明確にする

意味を明らかにする。→「あなたは〇〇と感じているのですね。間違いないですか」

励ます

促し、自由度をたかめる。→「お話しくださってありがとうございます」

わかちあう

違った見方を共有する。→「この問題を別の角度から見たらどうなるでしょうか」

管理する

時間や参加度を調整する。→「まだ話していない人にきいてみましょう」

提供する

事実・情報・個人的な経験を(慎重に)伝える。→「わたしが以前に経験したのは…」

手本になる

実際にやってみせる。→「このワークシートは、わたしの場合だと…」

感情を示す

感情を確認し認める。→「この方法に決めるのにためらっておられるようですね」

方向付けをする

作業やテーマを確認する。→「もともとの質問は何だったのか、戻ってみましょう」

言い換える

平易に全体の理解をうながす。→「あなたが言われたのは、〇〇であっていますか」

解決する

意見相違の和解。→「いろいろな意見がありますが、共通点をさがしてみましょう」

とどまる

自分の意見を考える時間をとる。→「次に進む前に、少し静かな時間をとります」

戻す

全員が参加できるように場にもどす。→「他のみなさんはどう思われますか」

求める

提案やさらなる発信をうながす。→「それについてもう少し話してくれませんか」

整理する

まとめやポイントを伝える。→「話し合いのふりかえりをしましょう」

展開する

次へとつなげる。→「先ほどは〇〇について考えました。

今から〇〇についてとりあげます」

(ADL (Anti-Defamation League) 研修資料より)

■実践のための省察の力

【2つの省察】 教師は反省的实践家 reflective practitioner

○ふりかえりの省察 recollective reflection

○見通しの省察 anticipatory reflection

【3つの省察】 ファシリテーターとしてのふりかえりには三つの視点がある。

○技術的省察:活動がスムーズに行ったか、グループの分け方や準備物の適切さをふりかえる。

○実践的省察:アクティビティの目的が達成されたかどうかをふりかえり、評価する。

○見通しの批判的省察:人権教育として、また持続可能な社会のための教育として、評価する視点。

★「アクティビティがうまく行けばよし」というだけでは、ファシリテーターとしての伸びしろは限られる。

ERIC 国際理解教育センター 研修資料を参考に作成

■大人の学習者の特徴

学習へのオリエンテーション(導入)

- 大人は、ワークショップの目標やねらいが自分にとって重要である — それが、仕事に関係していたり、すぐに役立つと認めたとき、学習にのめり込む。
- 大人は自分自身の学習を始めたり、目的・内容・影響評価を選択することに関わりたいと思っている。

【あなたができること】プログラムの早い段階で、ワークショップの目標について説明し、参加者の目標もつけ加える。参加者が新しいことを学ぶ必要性がわかるように準備する、理解と変化の種を突らせる。それぞれが理解し、学びたい存在なのであることを想定すること。

学習者の自己概念

- 大人の学習には自我が関与している。新しい技能・テクニック・概念を学ぶことは自己に対する肯定的な見方または否定的な見方を助長する。大人は新しい学習の状況において、他人が自分を批判し、それが不安を生み出すのではないかということに恐れている。
- 大人は学習のために他人から規定されること、特に規定されたことが自分が現在やっていることへの非難と感じたときに拒否する。

【あなたができること】参加者が安心して新しいことに挑戦したり、新しいアイデアを考えたりできる環境を整える。決して参加者を批判せず、一人ひとりに対し、何らかの方法で関わり、受容するよう肯定的に関わり、参加者一人ひとりを支持する。

学習者の体験の役割

- 大人は今までの幅広い経験・知識・技能・自分の方向づけ・関心・能力をもって学習の場に来ている。学習の最も豊かな情報源は、参加者自身のグループであることが多い。
- 大人は、自分の能力を批判されると思う学習の状況に抵抗するだろう。つまり、押しつけられたワークショップのテーマやアクティビティに抵抗するかもしれない。

【あなたができること】参加者を経験・知識・技能をもった個人として受け入れ、尊重する。グループ討議・問題解決や仲間と助け合う活動など、参加者がお互いの学びに貢献できるような方法を提示する。

動機づけ

- 動機づけは大人の学習者にまかせる。唯一できることは、励まし、大人がすでにもっているものを伸ばす状況をつくることである。
- 大人の学習は、学習者への尊敬・信頼・関心をはっきりと表す立ち居ふるまいによって高められる。

【あなたができること】あなたが学習者を尊敬し、信頼し、彼らに関心をもっているということを示す。関心を示さない人、いやいや参加している人たちを非難せず、関心を高められるように修正する。

(『環境教育指導者養成マニュアル』ERIC、PLTファシリテーター・ハンドブックより)

次の話題で意見交換をしてみましょう!

■ファシリテーターとしてワークショップをすすめていたら、次のような状況になりました。
あなたなら、どうしますか?

- 1人の人がずっと話していたら…
- 人々が参加してくれなかったら…
- 世間話で盛り上がっていたら…
- 話し合いが止まってしまったら…
- 参加者の間で対立が起きてしまったら… (どちらの意見が正しいか、など)
- 誰かが間違っただけの情報を述べたら…
(「今でも同和地区は制度的に優遇されている」など)
- 参加者があなたを攻撃してきたら…
(「そもそもこんな研修をする必要は無い」「あなたはそんなに偉いのか」など)
- 差別的な発言が出たら…
(「避けるのは仕方がない」「差別される側にも問題がある」など)

■違和感を表明したり、問題だと感じたことを指摘したりしたときに、次のようなコメントがあった場合、あなたならどうしますか?

- 「考えすぎなんちゃう?」
- 「かならずしも問題やとは、いえないんちゃう?」
- 「そんなに一方的に言い立てると、他の人の共感を得られへんで」
- 「厳しく言いすぎると、あなたの方が悪者になってまうよ」
- 「うーん、あんまり、よくわからへんわ…」
- 「まあ、どっちもどっちというか、
あなたの受け止め方にも問題がないとは言われへんかも…」
- 「わざわざ蒸し返さんでも。本人も気にしてるやろうし、そっとしとく方がええんちゃう?」
- 「そんな風に考えるなんて、繊細やなあ(敏感やなあ/意識高いなあ)」
- 「あーあ、〇〇さんに怒られちゃった。怖い怖い(笑)」
- 「たしかに問題はあるけど、いいところもいっぱいあるんやから…」
- 「経験して慣れるしかない部分もあるし。(指摘しなくても)だんだん、よくなるって」
- 「あなたの言ってることは偏っているというか、ちょっと神経質になりすぎなんちゃうかな」
(金明秀さんによる Twitter(ツイッター)での発言【告発を無力化する話法】のまとめ
(<http://togetter.com/li/169946>)を参考に作成)

◆人権・同和対策課では、人権学習を行うための指導力向上を目的とした研修会を毎年開催していますので、ぜひご参加ください。

II-3 人権・同和教育指導者作成の学習プログラム①

■ テーマ

多数派の特権に気づき、自分の中にある差別性を考える

■ 対象：小学高学年以上

■ 時間：45分

■ 主な手法：参加型学習

■ ねらい


設定された条件の中で不利益を受ける側の立場に気づく体験をする。その上で様々な場面を想定し、立場の違いを考える。差別をなくしていくためには、誰もが無関係ではいられないことを理解する。

■ 準備物：模擬紙幣、付箋紙、ワークシート

■ 参考：「ちがいのとびら ―多様性と受容」大阪府人権協会出版

◇ 作成者：人権・同和教育指導者 長瀬 陽一（小学校教員）

■ 展開

学習活動	指導者（ファシリテーター等）の活動及び留意点	時間
1 アイズブレイク 「今、ほしいものは…」	<ul style="list-style-type: none"> ○「今手に入るなら欲しいもの」を付箋紙に書き出す。（GooglechromeのJamboardを使用した活動も可能） ○現実にあるものだけでなく、「世界の平和」等理念的なものでもよいことを伝える。 ○ファシリテーターは、付箋の内容を整理しながら、20個程度の欲しいものを取り上げる。 ○選んだ項目を黒板に書き出す。 	5分
2 メインアクティビティ 「オークションをしよう」 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ずつにお金カードを印刷した封筒と、購入予定表を配る。 ※この時、集団の1～2割には、カードが多く入ったものを配付する。 ○配付された購入予定表に、板書された20項目を書き写させ、購入計画を立てさせる。 ※互いの封筒の中身を見せ合わないよう指示する。また、この先は個人作業であることを伝え、情報交換しないように留意させる。 	5分
①「みんなの欲しいものリスト」から、購入予定表を記入する。		
②配付された封筒内のお金カードを確かめる。		

<p>③「オークション」を行う。</p> <p>・落札した人は、お金カードをファシリテーターに持っていき、支払いをする。</p>	<p>○購入予定表の金額にこだわらず、チャンスと考えたら柔軟にオークションに参加してよいことを伝える。</p> <p>○購入予定表に書かれた「欲しいもの」を1つずつ読み上げる。ほしいものの希望を聞き、値段をつり上げていく。</p> <p>○購入された項目には、線を引き、一つずつ消していく。</p>	<p>20分</p>
<p>4 ふり返りの話し合いをする。</p>	<p>○時間があれば、購入理由などを発表させる。</p> <p>○隣の席のペアで感想を交流する。その後、全体で紹介し合うようにする。</p> <p>※金額が不平等だったことが指摘され、不満が出ると思われる。</p> <p>○金額が多かった人が気づかないこともあるので、金額が多かったと分かっていたかを尋ね、無自覚だったことを明らかにする。</p>	<p>5分</p>
<p>5 現実の不平等を考える。</p>	<p>○身の回りに、こうした不平等を感じることはないか話し合わせる。</p> <p>・「結果の不平等」と「機会の不平等」とがあることを紹介する。</p>	<p>5分</p>
<p>6 ふり返りをする。</p>	<p>○オークションをしていた時はどう感じたか。活動を通してどんなことを考えたか。等</p>	<p>5分</p>

<実際の活動から>

●実際の活動で「オークション」に出展されたもの（例）

- 「どこでもドア」「最新の携帯電話」「好きなアニメや漫画のグッズや全巻セット」
- 「時間を巻き戻す時計」「1日だけネコになれる薬」「原爆がなくなること」
- 「世界の飢餓をなくす」「かっこいい家」「安心な老後」等

●模擬紙幣

一人あたり2万エノーキを封筒に入れて配付。ただし、1～2割の人には、3万エノーキを入れて配付した。

●実際に使用した「ふり返り用ワークシート」と「購入予定表」は、P30～P31に掲載。

オークションをしよう!

()年()

	本日の出典品	購入希望金額	収支欄
1		I/-キ	
2		I/-キ	
3		I/-キ	
4		I/-キ	
5		I/-キ	
6		I/-キ	
7		I/-キ	
8		I/-キ	
9		I/-キ	
10		I/-キ	
11		I/-キ	
12		I/-キ	
13		I/-キ	
14		I/-キ	
15		I/-キ	
16		I/-キ	
17		I/-キ	
18		I/-キ	
19		I/-キ	
20		I/-キ	

振り返り

1.オークションをしている時は、どう感じましたか。

2.今日の活動を通して、どんなことを感じましたか。

II-3 人権・同和教育指導者作成の学習プログラム②

■ テーマ

みんなが当事者「性の多様性」を考えよう

■ 対象：教職員・一般

■ 時間：60分

■ 主な手法：参加型学習、グループディスカッション

■ ねらい

- ・参加型ワークショップを通して、他者とのさまざまな違いや、共通点に気づき、多様な仲間がいることで、自他を認めることができることを体感する。
- ・多様な性のあり方を知り、自分のこととして考え、性的少数者への差別をなくす意識と行動につなげる。

■ 準備物：ワークシート、パワーポイントスライド、パソコン、プロジェクター、スクリーン

■ 参考：令和3年度人権・同和教育指導者養成講座 講師作成資料

◇ 作成者：人権・同和教育指導者 小玉 澄香(中学校教員)

■ 展開

学習活動(参加者)	指導者(ファシリテーター等)の活動及び留意点	時間
1 アイスブレイキング 「スタンドアップ アクティビティ」	○ いくつかの質問に対して、「YES」の人は立つようにさせる。 ・始めは深く考えさせずに、テンポ良くすすめる。 ・簡単な質問から、少しずつ深く考える内容を出していく。 ・その後、気づいたこと・感じたことを共有する。 ※立つとき、または立たないとき、どんなことを感じたか。	5分
2 アクティビティ① 「わたしではじまる10の文章」	○ 2分間くらいで、ワークシートに「わたしは」ではじまる文をできるだけたくさん書かせる。 ・視点は自由なので、何を書いてもよい。 ・他の人には見せない。 ・枠を全て埋めなくてもよい。 ・その後、気づいたこと・感じたことを共有する。 ※自分のことを見つめる視点に気づく。	5分

<p>3 アクティビティ② 「10人の親しい人々」</p>	<p>○ 紙に、身近な親しい人を10人書かせる。 ・他の人には見せない。 ・自分がわかるイニシャルやニックネームでよい。 ・その後、気づいたこと・感じたことを共有する。 ※普段、どのようなかかわりの中に自分があるのか。そのことが自分の視点や価値観にどのような影響をあたえているかに気づく。</p>	<p>5分</p>
<p>4 「性の多様性」についての講義を聴く。</p>	<p>○ パワーポイント資料を活用して、LGBTQ+についての学習をすすめる。 《資料 NPO 法人 ReBit の中学生向け映像》</p>	<p>20分</p>
<p>5 「アクティブ・リスニング」を活用して、学習したことのふり返りをペアで行う。</p>	<p>○ 2人ペアになり、出された「テーマ」について、それぞれ1分ずつ話す。 ■練習「最近うれしかったこと」(1人1分ずつ) ■「今の学校現場の中で、性の多様性への配慮がさらにできることはどんなことですか。」 (考える時間をとってから、1人2分ずつ)</p>	<p>10分</p>
<p>6 全体で共有する。</p>	<p>○ アクティブリスニングの中で、話したことを共有する。 ① 性の多様性への配慮について話したことを共有する。 ② 講義の前半のアクティビティと、後半のアクティビティを通して、感じたこと、気づいたことを全体で共有する。</p>	<p>15分</p>

<この学習プログラムに含まれる各アクティビティ等について>

「スタンドアップ・アクティビティ」の質問例

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 長崎県に住んでいる | ② 朝ごはんはパンを食べた |
| ③ オリンピックを楽しんでいる | ④ ものごとには本音と建て前がある |
| ⑤ 努力は大事だ | ⑥ 友だちは多い方がいい |
| ⑦ この1か月で泣いたことがある | ⑧ 私の権利はまもられている |

「わたしは」ではじまる10の文章」

- ◆「書いた項目を読み上げる」というよりは、「書いてみて感じたこと・気づいたこと」について振り返る。
- ※ P35にワークシートを添付

「10人の親しい人々」

- ◆どのような人が入っているか、自分が書いたリストを見ながら、振り返る。
どのようなかかわりの中に自分がいるか、そのことが自分の視点や価値観にどのような影響をあたえているかを考える。

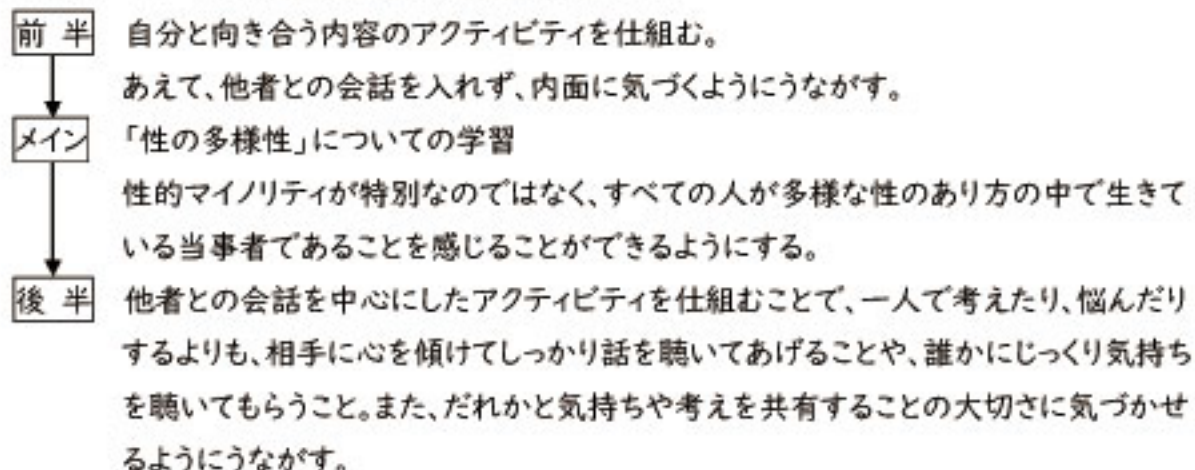
「性の多様性について」

- ◆「NPO 法人 ReBit」作成の中学生向け映像資料(YouTube 動画)【約 15 分】
<https://www.youtube.com/watch?v=32bLrf0dBds>

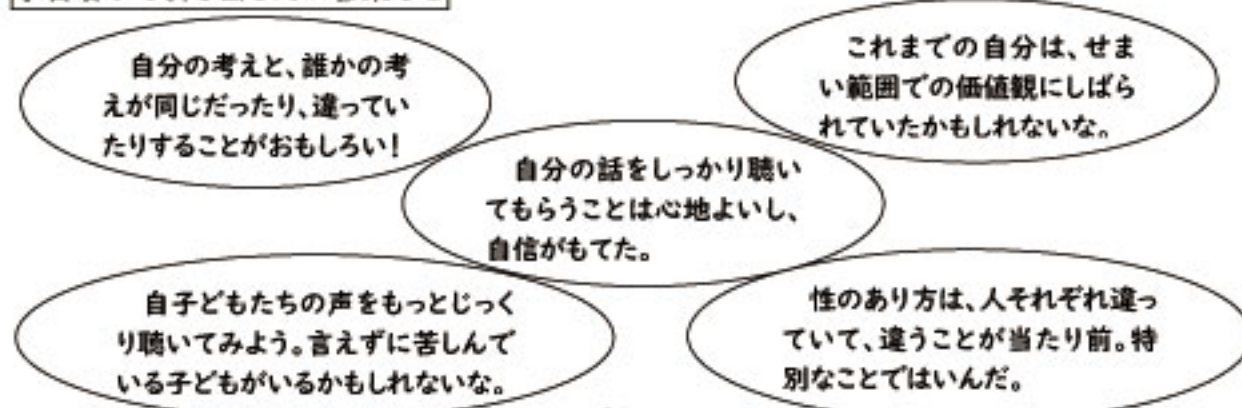
「アクティブ・リスニング」

- ◆「じんけんながさき 30(令和3年3月発行)」P34~P38 参照

<このプログラムを構想した作成者のねらい>



学習者から引き出したい言葉など



わたしで始まる10の文章

(氏名)

自分のことを10の文章で紹介しましょう。たとえば、好きなこと、嫌いなこと、得意なこと、苦手なこと、興味があること、やってみたいことなどなど。時間は3分間です。先生の合図で書き始めましょう。

わたしは、

わたしは、

わたしは、

わたしは、

わたしは、

わたしは、

わたしは、

わたしは、

わたしは、

わたしは、

研修会や相談事業をご活用ください！

※詳しくはこちら→

長崎県人権・同和対策課

検索 

人権・同和対策課が実施する主な研修会等

<社会人権・同和教育地区別研修会（例年、6～10月頃に実施）>

主な目的

参加者自身の「人権感覚」を高めたり、身近な人権を考えたりする。

実施のしかた

県内各地を3年に一度巡回するローテーションで実施（各市町、市町教育委員会と共催）※長崎県人権教育研究大会の開催地を除く

R3～

年度	1	2	3	4	5	県研究大会
R3	平戸市	松浦市	五島市	西彼 (長与町)	東彼 (川棚町)	雲仙市
R4	西海市	諫早市	島原市	佐々町	小値賀町	—
R5	壱岐市	新上五島町	大村市	南島原市	佐世保市	対馬市

<人権教育中央研修会（例年、2月初旬～中旬に実施）>

主な目的

著名な講師を招いて、「個別の人権課題」について専門的に学ぶ。

実施のしかた

県庁を会場にして実施（令和3年度はオンラインにて開催）

<人権・同和教育指導者養成講座>

主な目的

人権教育の指導力を向上（人権教育の指導を行うための学習プログラムの構想力、参加型学習を進めるためのファシリテート力を高める。）

実施のしかた

著名な外部講師を招聘して「ファシリテート力」「プログラム作成の力」の向上を目指したり、「個別の人権課題に関する知的理解」を高めたりする内容で実施。各地域での人権教育の推進や指導者の活動活性化のための協議も行う。（令和3年度の実績をP20～P35で紹介）

<企業人権啓発セミナー>

主な目的

企業等の人事・労務担当者等に対して、企業等内での人権啓発活動を推進していくうえで必要な知識やスキルの習得

実施のしかた

県庁を会場にして実施（令和3年度はオンラインにて開催）

<人権出前研修>

主な目的

各地域の公的機関、企業、団体等の目的に対応した人権教育・啓発を行う。（講師：人権・同和対策課の職員や人権・同和教育マイスター等）

実施のしかた

依頼をもとに、日程・内容等を確定し、対象や目的に合わせた学習プログラムで実施（講師として人権・同和対策課の職員の派遣、）

人権教育啓発センターの人権相談

LGBT 相談デー

- 専用ダイヤル
090-5939-5095
- 毎月第3土曜日
9:30～13:00

※相談は無料
※電話での相談となります。相談内容は厳守します。匿名でも相談可能です。
※専門の相談員（臨床心理士が電話相談に応じます。
※相談内容によっては、専門機関に関する情報を提供します。

新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口

- 専用ダイヤル
095-894-3184
- 毎日（祝日・振替休日・年末年始を除く）
9:00～17:45
（水曜日は20時まで）

※相談料は無料
※原則、電話での相談
※聴覚に障害のある方へは、対面の筆談で対応します。
※相談員が、解決に向けたアドバイスや、内容に応じて関係機関等へ対応を依頼します。

その他の人権相談

- 095-826-5115（人権教育啓発センター）
- 毎日 9:00～17:00（祝日・振替休日・年末年始を除く）

ビデオライブラリー 新規購入ビデオ情報

◆ビデオ・DVD・図書の貸出しについて

県庁1階「県政資料閲覧エリア」にビデオ・DVD・図書を配架し貸出しをしていますのでご活用ください。

*ビデオ・DVD…1回につき5本以内 *図書…1回につき8冊以内 *期間…2週間以内

○借り方・返し方

【来館される場合】

・県民センター受付（県庁1階）で、希望するビデオ・DVD・図書名を貸出申込書に記入し提出してください。

※相談等がある場合は人権・同和対策課が対応しますので、受付にその旨申し出てください。

※貸出しに際して、身分証等により本人確認をさせていただきます。

【郵送等の場合】（ビデオ・DVDのみ）

・長崎県人権教育啓発センター（人権・同和対策課内）までご連絡ください。

※貸出し・返却時の送料は利用者負担です。

【長崎県人権教育啓発センター】

長崎市尾上町3-1

電話:095-826-5115 (2585)

FAX:095-826-4874

番号	ビデオタイトル	種類	分類	対象	時間 (分)	内 容
330	わたしと人権① —もしもあなたが人権 問題の当事者になったら…—	D V D	ド ラ マ	一 般	20	誰もが人権問題の被害者にも、加害者にも傍観者にもなりうる状況である中、人権問題に直面した時、自分ならどうするか、さまざまな事例を通して考えることができる編集となっている。
331	わたしと人権② —ドラマの主人公になっ て考えてみましょう…—	D V D	ド ラ マ	一 般	24	★字幕付き ★指導の手引き・ワークシート付き
332	君が笑っていた —ソーシャルディスタ ンスの罫—（新型コ ロナ感染で見えた差別・ いじめ・偏見に立ち向 かう）	D V D	ド ラ マ	小 学 生 一 般	23	新型コロナウイルスに関する差別を題材に、急激に姿を変える社会の現実を通じ、差別やいじめのない社会とは何かを語り合う作品である。全編を通じた視聴と、前編「問題提起」・後編「解決に向けて」（各10分程度）の個別視聴を選択することができる。
333	部落の心を伝えたい 第32巻「ネット差別を 許すな!」	D V D	講 演	高 校 生 一 般	28	差別情報拡散、「部落地名総鑑」公開など、「ネットを悪用した部落差別」の現実を解説し、何が問題で、どう解決するのか道筋を示す内容となっている。 ★字幕付き
334	いわれなき誹謗中 傷との闘い スマイリーキクチと考 えるインターネットにお ける人権	D V D	ド ラ マ	中 学 生 一 般	29	根拠のない誹謗中傷により大きな被害を受け、誹謗中傷と闘い乗り越えていく経験のあるスマイリーキクチ（お笑い芸人）が出演し、実際の事例を基に、ネットの誹謗中傷の現実と対策、人権的課題について考える内容となっている。 ★字幕・副音声付き
335	アサーティブな対応 で防ぐ グレーゾ ンのパワーハラスメ ント	D V D	ド ラ マ	一 般	23	パワーハラスメントについて、他者も自分も大切に するコミュニケーションの方法である「アサーティブ」 により、人間関係の不和の予防・解決を目指し、各事例 を用いて実践的に学べる内容となっている。 ★字幕付き



じんけん ながさき

(人権啓発資料31 人権・同和教育と啓発をすすめるために)

令和4年3月発行

発行 長崎県県民生活環境部人権・同和对策課
〒850-8570長崎市尾上町3-1
TEL095-824-1111 (内線2323)
直通095-826-2585